

2020年4月28日  
関西電力株式会社

美浜／高浜／大飯発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請書 補正対応リスト

| No. | サイト<br>(M:美浜、T:高浜、O:大飯) | 該当条文<br>(内は大飯)       | 補正前   | 補正案  | 補正理由   | 備考                  |
|-----|-------------------------|----------------------|---|--|--|---------------------|
| 1   | M                       | 第3条                  | 表3-1 本品質マネジメントシステム計画関連条項と品管規則の要求事項に基づき作成する社内標準との関係  | 表3-1 本品質マネジメントシステム計画関連条項と品管規則の要求事項に基づき作成する社内標準との関係   | 記載の適正化   |                     |
| 2   | MTO                     | 第3条                  | 品管規則の規定に基づく   | 本品質マネジメントシステム計画に基づく  | 記載の適正化<br>(NRAコメントを踏まえた反映)                           | MOIについては、第2編も合わせて補正 |
| 3   | MTO                     | 第3条                  | 原子力部門<br>原子力部門<br>原子力部門<br>原子力部門  | 部門<br>部門<br>部門<br>部門   | 記載の適正化<br>(NRAコメントを踏まえた反映)                           | MOIについては、第2編も合わせて補正 |
| 4   | MTO                     | 第3条                  | (改訂)の妥当性を審査し、承認することをいう。)  | (a)と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。)  | 記載の適正化<br>(NRAコメントを踏まえた反映)                           | MOIについては、第2編も合わせて補正 |
| 5   | MTO                     | 第3条                  | CAPを反映したフロー図としていた。  | 現行の保安規定をベースとした図に戻す。  | 記載の程度の見直し  | MOIについては、第2編も合わせて補正 |
| 6   | MTO                     | 第12条の2               | ※ 1 : 原子炉の運転期間とは、定期事業者検査が終了した日から、次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間をいう。   | ※ 1 : 原子炉の運転期間とは、定期事業者検査 (実用炉規則 第55条第3項の規定を適用して行うもの)を除く。以下、本章において同じ。) が終了した日から、次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間をいう。  | 記載の明確化 (炉規則第55条第3項は運転中の定期検査の規定であるため、停止中の規定であることを明確化) |                     |
| 7   | MTO                     | 第14条                 | (巡回点検)<br>第14条 ～～次の施設および設備について点検を行う。実施においては、第120条(第125条)の3第3項に定める観点を含めて行う。<br>(略)<br>3. 各課(室)長は、系統より切離されている施設について一定期間毎2毎に巡回し、点検を行う。実施においては、第120条(第125条)の3第3項に定める観点を含めて行う。   | (巡回点検)<br>第14条 ～～次の施設および設備について点検を行う。実施においては、第120条(第125条)の3第3項に定める観点を含めて行う。以下、本条において同じ。<br>(略)<br>3. 各課(室)長は、系統より切離されている施設について一定期間毎2毎に巡回し、点検を行う。  | 2項目にも変更内容を適用させるため変更 (中部記載に合わせる)<br>(NRAコメントを踏まえた反映)  | MOIについては、第2編も合わせて補正 |
| 8   | MT                      | 第52条<br>第53条<br>第58条 | 系統の空気抜き(ベンディング)を行な場合、運転上の制限を適用しない。  | 削除   | 実施時の待機除外取りやめに伴う反映 (ヒアリングにて説明済)                       |                     |
| 9   | MTO                     | 第94条<br>(第99条)       | 2. 原子燃料課長は、発電所内において、新燃料を運搬する場合は、…<br>3. 原子燃料課長は、発電所内において、新燃料を収納した…  | 2. 原子燃料課長は、発電所内において新燃料を運搬する場合は、…<br>3. 原子燃料課長は、発電所内において新燃料を収納した…   | 記載の適正化   | MOIについては、第2編も合わせて補正 |
| 10  | MTO                     | 第94条<br>(第99条)       | 3.<br>(3)…必要な箇所に見張り人を配置すること。  | 3.<br>(3)…必要な箇所に見張り人を配置すること。   | 記載の適正化   | MOIについては、第2編も合わせて補正 |
| 11  | T                       | 第94条<br>(第99条)       | 3.<br>(7) ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を運搬する場合は、核燃料物質の取扱いに間に、相当の知識および経験を有する者を行させ、保安のために必要な監督を行わせること。   | (7)全体 (削除)   | (5)と内容が重複するため<br>(NRAコメントを踏まえた反映)                    |                     |
| 12  | MTO                     | 第94条<br>(第99条)       | 7.<br>(4)吊上検査   | 7.<br>(4)吊上検査  | 記載の適正化   | MOIについては、第2編も合わせて補正 |
| 13  | MTO                     | 第94条<br>(第99条)       | 8. 核燃料物質等の工場または事業所の外における運搬に関する規則  | 8. 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則  | 法令名称などのまでは漢字<br>(NRAコメントを踏まえた反映)                     | MOIについては、第2編も合わせて補正 |
| 14  | T                       | 第97条                 | 記載なし  | 2.<br>(1)<br>(j)燃料棒最高燃焼度 (ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料装荷炉心の場合)  | MOX燃料に係る記載の追加<br>(ヒアリングにて説明済)                        |                     |
| 15  | MTO                     | 第97条<br>(第102条)      | 4. …原子炉へ装荷した後に第2項で評価に用いた…   | 4. …原子炉へ装荷した後に第2項の評価に用いた…  | 記載の適正化   |                     |
| 16  | T O                     | 第97条<br>(第102条)      | 6. 原子燃料課長は、第4項(5)における…  | 6. 原子燃料課長は、第5項(5)における…   | 記載の適正化   |                     |
| 17  | MTO                     | 第99条<br>(第104条)      | 1. …キャスクピットにおいて、使用済燃料ピットクレーン…<br>2. 原子燃料課長は、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、…キャスクピットにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。<br>3. 原子燃料課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した…  | 1. …キャスクピットにおいて使用済燃料ピットクレーン…<br>2. 原子燃料課長は、発電所内において使用済燃料を運搬する場合は、…キャスクピットにおいて使用済燃料輸送容器に収納する。<br>3. 原子燃料課長は、発電所内において使用済燃料を収納した…   | 記載の適正化   | MOIについては、第2編も合わせて補正 |
| 18  | MTO                     | 第99条<br>(第104条)      | 6. 原子燃料課長および検査を実施する課(室)長※1は、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するため、次の検査を実施する。<br>(7)吊上げ検査<br><br>7. 原子燃料課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。<br><br>※ 1 : 検査を実施する課(室)長は、検査の独立性を確保するため、第4条に定める保安に関する組織のうち、当該検査を実施する組織とは別の組織の者とする。 | 6. 原子燃料課長は、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するよう措置を講じる。<br><br>7. 検査を実施する課(室)長※1は、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するため、次の検査を実施する。<br>(7)吊上げ検査<br><br>8. 原子燃料課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。<br><br>※ 1 : 検査を実施する課(室)長は、検査の独立性を確保するため、第4条に定める保安に関する組織のうち、本条第7項(1)～(3)および(5)～(9)の検査は原子燃料課長とは別の組織の者、(4)および(10)の検査は放射線管理課長とは別の組織の者とする。 | 検査を実施する課の記載の明確化<br>(NRAコメントを踏まえた反映)                  | MOIについては、第2編も合わせて補正 |
| 19  | M                       | 第99条                 | (比較表の変更前部分)<br>第99条 原子燃料課…  | 第99条 原子燃料課…  | 記載の適正化   |                     |
| 20  | O                       | 第105条                | 1.0.<br>(2) 法令に定める書類および物品以外のものを収納されていないこと。  | 1.0.<br>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。   | 記載の適正化   |                     |

美浜／高浜／大飯発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請書 補正対応リスト

| No. | サイト<br>(M:美浜、T:高浜、O:大飯) | 該当条文<br>(内は大飯)       | 補正前   | 補正案  | 補正理由  | 備考                 |
|-----|-------------------------|----------------------|---|--|---|--------------------|
| 21  | MTO                     | 第120条<br>(第125条)     | <p>6. 2 設計および工事の計画の策定<br/>安全上重要な機器等※4 の工事を実施する場合は、…法令に基づく必要な手続き※5 の要否について確認を行い、その結果を記録する。<br/>※4：安全上重要な機器等とは、…<br/>※5：法令に基づく手続きとは、…</p> <p>8. 保全の結果の確認・評価<br/>(1)原子力部門は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の保全の結果から所定の機能を発揮している状態にあることを、所定の時期※6 までに確認・評価し、記録する。<br/>(3)原子力部門は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができる場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※6 までに確認・評価し、記録する。<br/>※6：所定の時期とは、…</p> | <p>6. 2 設計および工事の計画の策定<br/>安全上重要な機器等の工事を実施する場合は、…法令に基づく必要な手続き※4 の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>※4：法令に基づく手続きとは、…</p> <p>8. 保全の結果の確認・評価<br/>(1)原子力部門は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の保全の結果から所定の機能を発揮している状態にあることを、所定の時期※5 までに確認・評価し、記録する。<br/>(3)原子力部門は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができる場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※5 までに確認・評価し、記録する。<br/>※5：所定の時期とは、…</p> | 記載の適正化<br>(※4で安全上重要な機器の定義として「安全上重要な機器等を定める告示」を引用していたが、当該告示にS A設備が含まれないことから、記載を削除) |                    |
| 22  | MTO                     | 第120条<br>(第125条)     | (3) 設置変更許可申請書および工事計画認可申請書で保管。。  | (3) <b>原子炉</b> 設置 (変更) 許可申請書および <b>設計および工事計画</b> 認可申請書で保管。。  | 記載の適正化  | MOについては、第2編も合わせて補正 |
| 23  | M                       | 第120条                | 1 1<br>(1)～有効性を評価し、保守管理が～   | 1 1<br>(1)～有効性を評価し、 <b>施設</b> 管理が～   | 用語の統一   |                    |
| 24  | O                       | 第125条                | 1 0. 保全の有効性評価<br>(1) d. 高経年化技術評価  | 1 0. 保全の有効性評価<br>(1)<br>d. 高経年化技術評価結果  | 記載の適正化  |                    |
| 25  | MTO                     | 第120条の2<br>(第125条の2) | (2)。。。設置変更許可申請書。。。  | (2)。。。 <b>原子炉</b> 設置 (変更) 許可申請書。。。   | 記載の適正化  | MOについては、第2編も合わせて補正 |
| 26  | MTO                     | 第120条の4<br>(第125条の4) | ※1 <b>使用前事業者</b> 検査を行うにあたっては～～  | ※1 検査を行うにあたっては～～   | 記載の適正化  | MOについては、第2編も合わせて補正 |
| 27  | MTO                     | 第120条の4<br>(第125条の4) | 2. 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。<br>なお、新燃料の製造時に検査については、原子燃料部門統括が統括する。  | 2. 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。<br>なお、新燃料の製造時に検査については、原子燃料部門統括が指名する。   | 部門統括の実施内容の明確化   |                    |
| 28  | T                       | 第131条                | 小分類（項目）<br><b>保守</b> 管理   | 小分類（項目）<br><b>施設</b> 管理  | 用語の統一   |                    |
| 29  | MTO                     | 第132条<br>(第137条)     | <b>保守</b> および点検   | 保全   | 用語の統一   | MOについては、第2編も合わせて補正 |
| 30  | MTO                     | 第133条<br>(第138条)     | 第1 3 3 条 各課（室）長は、表1 3 3 – 1および表1 3 3 – 2に定める保安に関する記録を適正※1に作成(表1 3 3 – 1第1項および <b>第2項</b> を除く。)し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。  | 第1 3 3 条 各課（室）長は、表1 3 3 – 1および表1 3 3 – 2に定める保安に関する記録を適正※1に作成(表1 3 3 – 1第1項を除く。)し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。  | 記載の適正化<br>(表の変更に合わせた変更)   | MOについては、第2編も合わせて補正 |
| 31  | MTO                     | 第133条<br>(第138条)     | 表1 3 3 – 1<br>2.<br>[保存期間]<br>施設管理を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間   | 表1 3 3 – 1<br>2.<br>[保存期間]<br>施設管理を実施した原子炉施設の解体または廃棄をした後5年が経過するまでの期間   | 記載の適正化  | MOについては、第2編も合わせて補正 |
| 32  | MTO                     | 第133条<br>(第138条)     | 表1 3 3 – 1<br>3.<br>[記録]<br>施設管理に関する方針、施設管理の目標および施設管理の実施に関する計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名<br><br>[保存期間]<br>評価を実施した原子炉施設の施設管理に関する方針、施設管理の目標または施設管理の実施に関する計画の改定までの期間   | 表1 3 3 – 1<br>3.<br>[記録]<br>施設管理方針、施設管理目標および施設管理実施計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名<br><br>[保存期間]<br>評価を実施した原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標または施設管理実施計画の改定までの期間  | 記載の適正化  | MOについては、第2編も合わせて補正 |
| 33  | O                       | (第144条)              | 7. 3 設計・開発  | 7. 3 設計開発  | 用語の統一   |                    |
| 34  | M                       | 第139条                | 5.6.2<br>d)使用前事業者検査および定期事業者検査～  | 5.6.2<br>d)使用前事業者検査および定期事業者検査～   | 記載の適正化  |                    |
| 35  | MO                      | 第161条<br>(第166条)     | 8. …本条第2項、 <b>第3項</b> および <b>第4項</b> から第6項は適用しない。   | 8. …本条第2項から第6項は適用しない。  | 記載の適正化  |                    |
| 36  | M                       | 第163条                | 1. 原子燃料課長は、使用済燃料（以下、照射済燃料を含む）を…   | 1. 原子燃料課長は、使用済燃料を…   | 記載の適正化<br>(使用予定のある照射済燃料は貯蔵していないことから見直し)   |                    |
| 37  | MO                      | 第163条<br>(第168条)     | (記載なし)  | (5) 使用済燃料ラックに収納することが適切でないと判断した使用済燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じること。<br>(新規追加)  | 炉側はシーリング検査記載がないため記載していなかったが、燃料取扱いによる破損も想定し追記することとした。                              |                    |
| 38  | O                       | (第192条)              | 4.<br>4) 設計および工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度を参考に、～   | 4.<br>4) 設計および工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度を参考に、～  | 記載の適正化  |                    |
| 39  | MO                      | 第187条<br>(第192条)     | 6. 2<br>(3) ~ (以下、「試験等」という。) 等により～  | 6. 2<br>(3) ~ (以下、「試験等」という。) により～  | 記載の適正化  |                    |
| 40  | M                       | 第187条                | 6. 2<br>(3)<br>c.事業者検査および試験等の実施時期   | 6. 2<br>(3)<br>c.事業者検査および試験等の実施時期  | 記載の適正化  |                    |
| 41  | M                       | 第187条                | 1 0<br>(1)<br>c.トラブルなどの運転経験   | 1 0<br>(1)<br>c.トラブルなど運転経験   | 記載の適正化  |                    |

美浜／高浜／大飯発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請書 補正対応リスト

| No. | サイト<br>(M:美浜、T:高<br>浜、O:大飯) | 該当条文<br>(内は大飯)   | 補正前  | 補正案  | 補正理由  | 備考 |
|-----|-----------------------------|------------------|--|--|---|----|
| 42  | MO                          | 第203条<br>(第208条) | 表203-4 (表208-4) 注記<br><b>特定</b> 発電用原子炉施設   | 表203-4 (表208-4) 注記<br>発電用原子炉施設   | 記載の適正化<br>(法令改正に合わせる。NRAコメントを踏まえた反映)        |    |
| 43  | T                           | 添付 2             | 7 有毒ガス<br>7. 4 手順書の整備<br>c. <b>保守</b> 管理、点検<br>各課（室）長は、～～ <b>保守</b> 管理計画に基づき適切に <b>保守</b> 管<br>理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。 | 7 有毒ガス<br>7. 4 手順書の整備<br>c. <b>施設</b> 管理、点検<br>各課（室）長は、～～ <b>施設</b> 管理計画に基づき適切に <b>施設</b> 管<br>理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。 | 有毒ガス体制整備に係る保安規<br>定変更認可の反映（2020.<br>3.30認可） |    |
| 44  | T                           | 添付 3             | 1. 3 手順書の整備<br>(1) ケ<br>…防液堤等の運用管理および防液堤等の <b>保守</b> 管理の実施によ<br>り、…  | 1. 3 手順書の整備<br>(1) ケ<br>…防液堤等の運用管理および防液堤等の <b>施設</b> 管理の実施によ<br>り、…  | 有毒ガス体制整備に係る保安規<br>定変更認可の反映（2020.<br>3.30認可） |    |

(以下余白)